

## 令和3年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月8日(金) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室

3. 出席委員 12名

中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘  
齊藤英次 境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子  
加悦雅浩 宮本久美子

4. 欠席委員 0名

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 太田桂子 加悦雅浩

6. 議 事

- (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案第38号 農用地利用集積計画の同意について
- (6) 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻となりましたので令和3年第9回の総会を開催いたします。本日は、全委員ご出席ですので、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長からご挨拶をお願いいたします。

境会長 本日は、ご出席有難うございます。蔓延防止法、緊急事態宣言が解除の方向となり、熊本もここ一週間新規感染者が一桁となっています。しか

し、十一月、十二月第6波の感染拡大が懸念されています。農業委員会としましても懇親を深める機会をと考えていますが、現状では厳しい状況ですので、各地区委員代表と相談してこれからの農業委員会の問題点等を検討して行きたいと思えます。委員相互に、農業委員会の運営、情報共有をよろしく願います。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により、境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、2ページです。申請地までの通作距離は420m、徒歩で5分、農業年数は49年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、自家野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明いたします。地図は、3ページです。申請地までの通作距離は50m、徒歩1分、農業年数は22年、農機具を所有し、主たる作物は、稲、自家用野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案第35号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第36号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明いたします。地図は、5ページです。申請人は、善道寺町に居住する個人であり、申請地は申請人の自宅の敷

地で、昭和 51 年に相続した土地であるが、相続登記する以前から住宅敷地と一体となっていた土地であり、住宅の老朽化に伴い、建て替え計画をしていたところ農地であることに気づき、今回の転用申請となりました。申請地は住宅敷地と一体の土地で宅地や倉庫として使用しており、また、農家住宅でもありますので、既存敷地の機能維持のための既存面積の 1/2 以内の必要面積の拡張および農家住宅面積基準を超えていないことから、申請地の転用見込みはあると考えます。なお、すでに宅地や倉庫として使用しており、始末書添付の案件です。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 1 番については承認をいたします。以上、議案第 3 6 号について 1 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第 3 7 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番と 2 番は関連しますのであわせて確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号 1 番， 2 番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号 1 番と 2 番については、関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は 8 ページです。申請人は、網津町に居住する個人であり、現在、母と同居しており、自宅の老朽化に伴いリホームを計画しましたが、高齢の母が仮住まいするのが大変なため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は駅、病院、郵便局も近く、また、現在の自宅に大変近いため、住環境が変わらないと考え、今回の転用申請となりました。2 番については、申請人は外構工事等を営んでおり、資材置場が手狭になったため、新たな土地を探していたところ、申請地は、国道が近くを通っており、交通の利便性が良く、また、今回申請の新築建設予定地に近く、申請地を資材置場にすることで便利になると考え、

今回の転用申請となりました。申請地は双方とも、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われ  
ます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番、2番について、委員さん  
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番と2番については承認をいたします。次に、申請番号3番  
について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり  
でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明いたします。地図は9ページです。  
申請人は、下網田町に居住する個人であり、孫が生まれ、家族全体の居  
住スペースを広げる必要があった上、家族用および仕事の来客用として  
の駐車場の確保が必要があったため、土地を探していたところ、申請地  
は自宅隣接地であり、農地としては狭く、耕作が困難な土地であり、駐  
車場や宅地用地として適していると考え、今回の転用申請となりました。  
なお、すでに宅地用地や駐車場として使用しており、始末書添付の案件  
です。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的  
な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として  
第2種農地に位置付けられると思われ  
ます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意  
見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。次に、申請番号4番につい  
て確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

- 宮本委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号4番について補足説明いたします。地図は10ページです。申請人は、熊本市中央区で料理店を営む個人であり、申請地の南西側にある既存の建物を料理店にする計画で駐車場を探していたところ、建物の同一所有者から、申請地は管理が大変で接道もないため、無償で差し上げるので利用してくださいとの申し出をいただき、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地になります。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号5番について補足説明いたします。地図は、11ページです。申請人は、熊本市中央区に本社を置き建設業を営む法人であり、資材置場が不足しており、適した土地を探していたところ、申請地は、公道に接しており、旧山林跡で地盤がしっかりしており、松橋工場に近く、資材保管および運搬に最適な立地であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。次に、申請番号6番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号6番について補足説明いたします。地図は、12ページです。申請人は、熊本市南区で不動産業を営む法人であり、申請地周辺は住宅が建ち並んでおり、各住宅用の来客用駐車場が不足しているため、来客の方の路上駐車が見受けられ、近隣の車両駐車スペースも不足していることから、駐車場用地としての供給が必要になっていると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。以上、議案第37号について6件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第38号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。15ページをご覧ください。  
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に

沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。73番と74番につきましては、現在の契約期間が満了するため農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の再設定です。また、75番と76番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権の設定です。次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が1万8,806㎡、畑が487㎡、合計1万9,293㎡となっています。次に17ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第9回総会時点での令和3年の累計は、利用権の設定が32万8,051㎡、所有権の移転は2万7,314㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第38号は承認します。次に、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。19ページをお開きください。  
番号1番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田で、面積は1,050㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和2年1月10日付け、双方の合意により解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は2筆で2,520㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和2年1月10日および令和2年1月11日付け、双方の合意により解約となっております。番号3番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は917㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和2年3月30日付け、双方の合意により解約となっております。番号4番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は947㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。平成29年12月20日付け、双方の合意により解約となっております。番号5番、解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田、面積は3筆で4,258㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。令和2年12月20日付け、双方の合意により解約となっております。番号6番、解約農地は議案書記載のとおりです。



地目は田, 面積は 946 m<sup>2</sup>で, 賃貸人, 賃借人は議案書記載のとおりです。令和元年 12 月 20 日付け, 双方の合意により解約となっております。番号 7 番, 解約農地は議案書記載のとおりです。地目は田, 面積は 2,497 m<sup>2</sup>で, 賃貸人, 賃借人は議案書記載のとおりです。令和 3 年 9 月 1 日付け, 双方の合意により解約となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので, 報告第 9 号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。これをもちまして, 議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 ありがとうございました。以上で第 9 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印